

ドイツにおける離婚訴訟の実際とその課題

オリバー・フランツ・ケストラー
(訳) 神谷 遊

I ドイツにおける離婚訴訟

ドイツでは、2003年の離婚件数が214,000件に達し、新記録となった⁽¹⁾。ドイツ法には、日本法のような協議離婚制度が存在せず、離婚は、いずれにしても裁判所の判決によらなければならない(ドイツ民法(以下「BGB」という)1564条)。しかも離婚訴訟については弁護士強制が規定されていることもあって、離婚事件はドイツの法曹にとって極めて大きなウェイトを占めている。そこで本稿では、ドイツにおける離婚訴訟の実際を紹介し、現状における課題と制度改革をめぐる最近の議論について検討することにした。

1. 離婚の申立て

離婚をするためには、家庭裁判所(Familiengericht)への書面による申立てが不可欠であり(ドイツ民事訴訟法(以下「ZPO」という)622条)、この申立ては、弁護士のみが適法にすることができる(ZPO78条2項)。これによって初めて、家庭裁判所は離婚判決をすることができるのであって、離婚判

(1) ドイツ連邦共和国の人口は、2003年現在、約8260万人(そのうち外国人は約730万人)であり、16の州から構成されている(ドイツ連邦共和国外務省広報局『ドイツの実情』(2003年5月)より)。

決は形成判決である。

もっとも、夫婦の一方が弁護士を代理人として離婚の申立てをした場合において、他の一方もこれに同意しているとき、この者は必ずしも弁護士に代理をしてもらう必要はない。この者が弁護士の選任を要するのは、離婚訴訟において何らかの申立てをしようとする場合である。また、離婚訴訟の内容が多岐にわたる場合や法的な問題が浮上する場合も同様であり、この場合には、裁判所が職権で弁護士を付することもできる（ZPO625条）。

したがって、夫婦の一方が離婚訴訟において弁護士による代理を望まない場合は、いずれにしても可能な限り早い段階で、少なくとも夫婦の別居や離婚に関連する法律効果（例えば扶養、財産の分配、法定夫婦財産制の清算等）について弁護士の助言を受けておくことが有用である。

2. 管轄裁判所

離婚訴訟を管轄するのは、区裁判所（Amtsgericht）に設置された家庭裁判所である（裁判所構成法（以下「GVG」という）23条b）。具体的には、夫婦が共通の常居所（住所）を有する地区の家庭裁判所がもつばら管轄権を有しており、夫婦が別居しているときは、夫婦間の子と同居している夫婦の一方の住所が基準となる（ZPO606条1項）。家庭裁判所では、1人の裁判官が単独で離婚と離婚に関連する効果のすべてについて判断する。

3. 離婚の要件

ドイツ離婚法によると、離婚が認められるのは、婚姻が破綻しているときに限られている（BGB1565条1項）。「婚姻が破綻している」とは、夫婦の生活共同体がもはや存在せず、その回復の見込みがない場合を指す。したがって、問題となるのは、「婚姻の現状」とその将来の見込みである。ドイツ離婚法は、1977年の改正でそれまでの有責主義を排斥したから、夫婦の過去の行状は、離婚そのものにとってもはや意味を持たない。

なお、夫婦が1年以上別居し、かつ夫婦の双方が離婚を望んでいるときは、婚姻は破綻しているものと異議なく (unwiderlegbar) 推定される (BGB1566条1項)。

夫婦の別居とは、「食卓とベッド」の分離を意味する。すなわち、夫婦共同の家庭運営が解消されていることを要する。したがって、夫婦の一方が夫婦の住居を離れることまでは、必ずしも求められてはいないが、夫婦が同一住居内に居住しているときは、それぞれの生活領域が分離され、共同の家計が廃止されていることが必要である。離婚法上の別居と認められるためには、以上に加えて、少なくとも夫婦の一方が明らかに同居を拒否していることも要する (BGB1567条1項1文)。

なお、婚姻の「救済」として、夫婦が改めて相互理解を試みて同居をする場合には、たとえその試みが頓挫したとしても、別居期間が中断されて新たに起算されるということはないし、そうした婚姻継続のための「最後のチャンス」は、それが短期間にとどまるものであれば、別居期間に算入することもできる (1567条2項)。また、家庭裁判所も、「最後のチャンス」を夫婦に与えることができるのであって、婚姻がなお確定的に破綻してはいないと認められるときは、最長で1年間離婚の手続を延期することができる (ZPO614条2項)。

他方、1年間の別居期間の経過前に離婚が認められるのは、1年間の別居期間が経過するまで婚姻を継続することが、相手方配偶者の身上に存する事由から耐え難い苛酷な状態をもたらすような場合に限られる (1565条2項)。

これに対して、夫婦が3年以上別居しているときは、それだけで婚姻は破綻しているものと異議なく (unwiderlegbar) 推定される (1566条2項)。ただし、そのような場合でも、現実には極めて稀ではあるが、離婚が宣告されないケースがある。それは、離婚を認めるべきではないような尋常ではない事情があり、かつ離婚を望んでいる夫婦の一方に離婚の猶予を要求することが可能な場合である (1568条1項)。具体的には、離婚に反対している相手

方配偶者が極めて重大な精神的問題を抱えていたり、自殺のおそれがあるといったケースがこれにあたる。

4. 離婚の効果

離婚の際には、離婚の申立てについてのみならず、離婚に関連するすべての事件についても併合して (im Verbund) 判断されることになる (民訴 623 条)。ここでいう離婚に関連する事件とは、離婚の効果に関するものであって、具体的には、年金分与 (Versorgungsausgleich) (BGB1587 条)、夫婦間の未成年の子に対する配慮権 (elterliche Sorge) (BGB1671 条以下)、離婚後の夫婦間の扶養請求 (Unterhaltsansprüche) (BGB1569 条以下)、子の扶養 (BGB1601 条以下)、家財の分配および婚姻住居の割り当て (婚姻住居および家財の取扱いに関する法律)、夫婦財産制に基づく請求 (BGB1372 条, 1378 条 1 項) である。

このうち、年金分与については、家庭裁判所は職権で判断しなければならず、申立ては不要である。これに対して、扶養請求、子に対する配慮権、家財の分配、婚姻住居の割り当て、夫婦財産制に基づく請求については、当事者の申立てを待って判断されることになる。

こうした「離婚併合手続 (Scheidungsverbund)」は、社会的に弱い立場にある夫婦の一方を保護することを目的としており、離婚の効果のすべてについて定められたときに初めて離婚が宣告されることになる。

もっとも、家庭裁判所の裁判官は、「離婚併合手続」の例外として、離婚の申立てを先行して認容することもできる。それが許されるのは次の場合である。

- (1) 年金分与または夫婦財産制に基づく請求について、離婚と同時に判断することが不可能なとき、
- (2) 年金受給の期待権 (Anwartschaft) が別訴で争われていることから、年金分与の手続が中断されているとき、

(3) 離婚に関するすべての効果について、離婚と同時に判断しようとする
と、離婚が著しく長期にわたって(2年以上)遅延してしまうと認め
られるとき。

なお、前述のとおり、離婚併合手続において、夫婦の一方が何らかの申立
て、またはその他の訴訟行為をしようとするときは、弁護士強制が定められ
ており、これは例外なくすべての審級に適用される(ZPO78条2項1文1
号)。

5. 離婚判決の確定

夫婦は、離婚判決の言い渡しと同時に離婚に至るわけではない。家庭裁判
所の判決に対しては、上訴の道が用意されており、その内容によって次の二
つの方法に分かれる。すわわち、その一つは控訴(Berufung)であって、判
決全体に対して不服がある場合のほか、離婚を宣告した部分に対して不服が
ある場合、扶養について判断した部分に不服がある場合、または夫婦財産制
に関して判断した部分に不服がある場合に控訴することができる(ZPO541
条)。いま一つは抗告(Beschwerde)であって、子に対する配慮権について判
断した部分に不服がある場合、または控訴することができない事項について
判断した部分に不服がある場合に抗告することができる(ZPO567条ないし
577条)⁽²⁾。

なお、当事者双方が弁論において上訴を放棄したときは、離婚は、判決の
言い渡しと同時に確定する。単に上訴がなされないときは、離婚は、判決の
送達後1ヶ月が経過した時に確定する。

6. 離婚に伴うその他の付随的效果

夫婦は、離婚後も夫婦の氏(Ehename)を称することができるが、婚姻前
の氏または出生の氏(Geburtsname)に復することもできるし、夫婦の氏に出
生の氏を前置したり、付加して称することもできる(BGB1355条4項)。こ

れらについては、身分登録局（Standesamt）が管掌している。

夫婦の一方が就労していないとき、健康保険は、離婚判決の確定に伴って失効することになるので、健康保険組合（Krankenkasse）に通知することが必要になる。もっとも、この場合、3ヶ月以内に申請することによって任意に保険を継続することができる。

また、離婚に伴って課税等級にも変更が生ずることになる。もっとも、ドイツでは離婚に至るまで少なくとも1年間の別居が求められるから、すでに別居によって課税等級の変更は生じている。また、前配偶者への扶養料の支払いは、特別な負担（außergewöhnliche Belastungen）として、あるいは扶養権利者が同意しているときは、特別経費（Sonderausgabe）として課税対象となる収入から控除される。ちなみに、扶養権利者が受領する扶養料につき、課税対象となる収入と扱われることによって納税上不利を被るとして、扶養権利者からこれを調整したい旨の申告がなされているときは、扶養権利者には、扶養義務者が扶養料の支払いを特別経費とすることに同意する義務がある。

(2) 連邦統計局（Statistisches Bundesamt）の統計（2005年6月3日付け）によると、ドイツの家庭裁判所が管轄する家事事件数等は、以下のとおりである。

家庭裁判所（区裁判所）

2002年の新受件数：565,348，既済件数：559,592

2003年の新受件数：573,690，既済件数：577,146

上訴審裁判所（上級地方裁判所）

2002年の新受件数：52,596，既済件数：53,087

2003年の新受件数：55,839，既済件数：55,571

以上の統計からすると、家事事件手続のほぼ10%が上訴審裁判所に移行していることが明らかとなる。

II ドイツにおける離婚の実情

1. 離婚件数

連邦統計局の2005年7月13日付の統計によると、1993年以降、ドイツにおける離婚件数は、1999年を除いて増加しつづけており、2003年には214,000件となって、これは新たに記録を塗り替えた。2004年の離婚件数は、2003年に比べてほとんど変化はなく、約213,700組の夫婦が離婚しており、これは2003年に比べて0.1%の減にとどまっている。1000組の夫婦のうち、11組が離婚したことになる。

また、2004年にあった離婚の申立てのうち120,580件(56.4%)は妻によるものであり、77,950件(36.5%)は夫によるものであった。2003年に比べると、夫の申立ては0.7%増加しているのに対し、妻の申立ては1.3%減少している。

また、2004年の全離婚件数のうち184,000件(86.1%)は1年間の別居後に離婚しており(このうちの約71%が、夫婦双方が離婚を希望していたケースであるとの指摘がある)、これは前年に比べて2,610件(1.4%)の減となっている。これに対して、4,300件の離婚(7.8%)は、夫婦の別居が1年に達していないケースであるほか、3年以上の別居期間経過後に離婚した件数は、24,400件にのぼっている。

なお、2004年に離婚した夫婦の約半数に18歳未満の子がいる。両親の離婚に遭遇した未成年の子の数は、2003年に比べて0.8%の減となっており、実数にすると2003年には170,260人であったが、2004年には168,860人となっている。

2. 離婚訴訟に要する期間

離婚訴訟に要する期間は、家庭裁判所によっても異なるし、裁判の対象範囲によっても異なる。この点について正確に示す資料はないが、多くの裁判

所では、人員不足を理由として、審理期間が著しく長期化しているのが実情である。

一般的には、離婚の効果について扱う必要のない場合、離婚の訴訟手続は約6ヶ月で終了すると考えてよいが、離婚の効果として年金分与を実行しなければならない場合は、1年程度を見込んでおく必要がある。年金分与については、これに必要な書類を裁判所に提出するだけでも約1ヶ月程度を要することが通常なのである。そこで、夫婦に長期にわたって離婚を待たせることが不相当と認められる場合（例えば、夫婦の一方が新しいパートナーの子を妊娠しており、再婚を望んでいる場合）は、年金分与の手続を離婚の訴訟手続から分離することもしばしば行われる。家庭裁判所は、そのような情報を得た場合、直ちに審理の期間を予定し、最終弁論の期日を指定することになる。

なお、年金分与に加えて他の離婚の効果についても係属している場合、離婚訴訟の手続は、さらに長期化する可能性がある。子に対する配慮権や扶養が争われる場合は、少年局（Jugendamt）の関与が必要となるし、あるいは事情によっては鑑定を要することもあるからである。

ちなみに、年金分与を行う必要がない場合（例えば、年金分与が夫婦財産契約によって排除されている場合）で、かつその他の離婚の効果についても争いがないときは、1年間の別居期間が経過している限り、裁判所は、理論的には即座に離婚判決の言い渡し期日を定めることができる（もっとも、実務上は、裁判所の負担が理由とされて、申立ての時から数日中に離婚判決の言い渡し期日が設定されるような事態は例外である。ただし、テニス選手のボリス・ベッカーの場合は、この例外であった。）。

離婚訴訟に要した期間について、インターネット上で公表されているアンケートの結果によると、4ヶ月未満であったものが約10%、4ヶ月から8ヶ月を要したものが約55%、8ヶ月を超える期間を要したものが約35%となっている。また、司法省の統計調査によると、全離婚訴訟の90%は2年

以内に終了しているとされている。

3. 離婚訴訟にかかわる費用

裁判費用は、法律の定めに従って夫婦のそれぞれが半額を負担することになっているほか、それぞれの弁護士費用はそれぞれが負担しなければならない。もっとも、特別な場合には、裁判所は、これとは別の定めをすることができる。

これらの費用は、いわゆる訴訟物の価額 (Gegenstandswert) によって算定される。もっとも、訴訟物の価額は、現実に支払わなければならない費用に一致するものではない。現実に支払いを要する費用は、訴訟物の価額に応じて裁判費用表および弁護士費用表に基づいて算出されることになる。

訴訟物の価額は、訴訟手続の内容ごとに算定される。離婚については、夫婦の月収が基準とされ、下限を 2,000 ユーロ⁽³⁾、上限を 100 万ユーロとする範囲内で、夫婦双方の月収の 3 倍に相当する価額となる。また、年金分与の訴訟物の価額は、譲渡されるべき年金受給期待権の 12 倍の価額とされているし、扶養請求については、請求される扶養料の年額が訴訟物の価額となる。

夫婦双方が離婚を望んでいる場合 (einvernehmliche Scheidung) を例にして、具体的な費用を算出してみよう。

夫の月収が 1,250 ユーロ、妻の月収が 900 ユーロという場合で、年金分与に関しては、妻の保険口座に譲渡されるべき年金受給期待権の月額が 75 ユーロ (擬制値) というケースでは次のようになる。

●訴訟物の価額：

離婚につき、 $3 \times (1,250 + 900) = 6,450$ ユーロ

年金分与につき、 $12 \times 75 = 900$ ユーロ

(3) 1 ユーロは、約 140 円である。

したがって、このケースの訴訟物の価額の合計は、7,350 ユーロとなる。

●弁護士費用 (1人あたり) :

訴訟費用 (Prozeßgebühr) は、7,350 ユーロ (訴訟物の価額の合計) に基づいて、411.59 ユーロ

弁論費用 (Verhandlungsgebühr) は、7,350 ユーロに基づいて、411.59 ユーロ

立証費用 (Beweisgebühr) は、6,450 ユーロ (離婚の訴訟物の価額) に基づいて、375.80 ユーロ

通信費 (Postgebührenpauschale) は、20.45 ユーロ

以上の合計が 1,219.43 ユーロとなり、これに 16 % の付加価値税として 195.10 ユーロが加算されるので、弁護士 1 人についての弁護士費用は、1,414.53 ユーロとなる。

●裁判費用 :

2 件の裁判費用は、訴訟物の価額の合計が 7,350 ユーロであるので、これに基づいて 332.34 ユーロとなり、これを各当事者が平等の割合で負担することになるから、その額は、当事者 1 人につき 166.17 ユーロとなる。

なお、夫婦が、その経済事情から弁護士費用および裁判費用を支払うことができないときは、裁判所は、訴訟上の救助 (Prozeßkostenhilfe) を承認することができる (ZPO122 条以下)。

ちなみに、離婚訴訟の相手方配偶者に裁判所が弁護士を付したときは、その弁護士は、相手方配偶者に対して、「通常の委任」の場合と同等の額の報酬を請求することができ、相手方配偶者がその支払いをすることができないときは、その弁護士は州に対して請求することができる。

Ⅲ ドイツ離婚法の今後

1. 制度の見直しをめぐる議論

前述のように、ドイツにおける離婚訴訟は長期間を要するうえに、当事者は高額な費用負担を迫られることになる。そこで、2005年に入ってから、離婚の訴訟手続に関連する家事事件手続法の改正について、政界および連邦司法省において議論されるようになった。

まず、改正の方向性として次の二つが検討されている。まず第一の方向は、「大きな解決 (große Lösung)」であり、離婚のすべてを公証人に委ねるというものである。これに対して、第二の方向は、「小さな解決 (kleine Lösung)」であり、これによると、夫婦の双方が離婚を望んでいる場合 (einvernehmliche Scheidung) は、裁判所の決定手続 (Beschlussverfahren) によってすることにし、その場合、離婚の効果は、公証人によって認証された契約によって定めるというものである。これは、裁判所が口頭弁論を経ずに決定によって離婚を宣告することができるということの意味する。

しかしながら、2005年11月17日にベルリンで開催された司法大臣会議で、各州の司法大臣は、公証人への権限委譲による離婚手続の簡素化に反対する意向を表明している。公証人による裁判外での離婚などあり得ないというのである。もっとも、ノルトライン・ヴェストファーレン州司法大臣で司法大臣会議の議長を務めるロスヴィータ・ミュラー＝ピーペンケッター (Roswitha Müller-Piepenkötter) 女史は、「同会議は公証人による離婚を拒否する」と述べたものの、その論拠は示さなかった。また、ベルリン州司法大臣のカリン・シューベルト (Karin Schubert) 女史によると、公証人が将来担うべき職務について、各州の司法大臣は様々な見解を表明したという。シューベルト自身は、「公証人は助言をし、公証するもの。裁判所は判断するもの。」と述べている。

ドイツ弁護士協会 (Deutscher Anwaltsverein, 以下「DAV」という) が設置

している家族法に関する検討会も、家事事件手続法の変更を内容とする連邦司法省の計画を激しく批判している。とくに批判の対象となったのが、子のいない夫婦の場合、事前に公証人の関与のもとで離婚の効果について合意ができれば、弁護士なしで離婚ができるという点である。

DAVの家族法委員会の委員長を務めるイングリット・グロス(Ingrid Gross)女史は、家事事件手続における弁護士強制が依頼人の保護を目的としていることを強調し、「離婚に遭遇する夫婦は、危機的状况にあり、複雑な法的状態を十分には理解していない。これに対して、公証人は中立的な機能を営むべきものであり、当事者の側に立った助言は許されない。また、すべての公証人が必要な家族法の知識を身につけているわけでもない。」と述べている。さらに加えて、DAVの家族法・相続法研究会の座長を務めるインゲボルク・ラケーテ=ドムベック(Ingeborg Rakete-Dombek)女史は、「早急な離婚は、経済的に弱い立場にある夫婦の一方にとって生存を脅かしかねないような状況をもたらす。」と指摘している。

また、DAVによると、裁判官の側でも連邦司法省の計画を疑問とする声があがっているという。すなわち、憲法上の観点から考えても、ドイツ基本法は、婚姻および家族の保護を規定しているが、これは離婚の簡素化や容易化を要請するものではないし、純粋に実務的な観点から考えても、多くの場合、弁護士の訴訟前の活動には目を見張るものがあり、その結果、裁判所に訴訟が提起された段階で事件は複雑なものではなくなっているから、司法省の改正案を受け入れる必要はない、というのである。もっとも、DAVは、どの裁判官がそのような見解を表明したかまでは明らかにしていない。

DAVの会長を務めるハルトムート・キルガー(Hartmut Kilger)氏は、以上の見解を総括して次のように述べている。

「夫婦の双方が離婚を望んでいる場合に、裁判所が口頭弁論なしに離婚を認容できるように制度を改めても、それは司法にとって利益をもたらすものではないし、離婚の当事者にとっては不利益にしかない。」「夫婦の双方が

離婚を望んでいる場合について、司法にかかる経費はわずかなものでしかないから、制度を見直したとしても、司法にとっての負担軽減効果は認められない。むしろ離婚の意義を考えれば、当事者本人への聴問は放棄されるべきではない。離婚の効果について当事者間で合意をする場合に必要とされてきた弁護士助言も、経済的に弱い立場にある当事者にとって不可欠な保護を保障するものとなっているから、今後も維持されなければならない。」「別居や離婚をめぐる状況は心理的に負担のかかるものであるが、そうした状況に置かれて、自分の将来を責任をもって切り開くことのできる人がいかに少ないかは、誰しも承知している。彼らは自分の利益を代弁してくれる者を必要としているのである。こうした職務を公証人が担うことはできない。公証人は中立であることを義務付けられているからである。公証人の職務は、当事者が協議して決定した契約を公的に認証することにある。」

2. 今後の展望

前述のように、司法大臣会議は制度の見直しに反対したが、十分に理由のあるものとは言い難い。司法大臣会議は、連邦司法省が示した「大きな解決」と「小さな解決」を区別して論じることはしていないし、単に表面的に制度の見直しを拒否したようにしか思われぬ。このことは、将来においても議論を継続する余地を残すものであるし、その意味で離婚手続を簡素化する可能性がなくなったわけでもない。

また、DAVの家族法に関する検討会が表明した見解についても、それを全面的に支持することもできない。そこで示された論拠は、「小さな解決」についてはほとんど注意を払っていないうえに、一方的ですらある。

DAVの家族法委員会委員長であるイングリット・グロス女史は、「公証人は中立的な機能を営むべきものであり、当事者の側に立った助言は許されない。」と述べていたが、まさにこれが、「フェアな」離婚を実現するためには有用であるともいえる。

さらに、ドイツの公証人は、弁護士と同様、2回にわたる司法国家試験に合格しているのである。その限りで、グロス女史が、なぜ公証人に家族法に関する事件を扱う資格がないとしたかは不明である。

他方、DAV会長であるハルトムート・キルガー氏は、夫婦の双方が離婚を望んでいる場合に、口頭弁論を経ずに離婚を認めることは、離婚の当事者にとって不利益にしかならないと述べていたが、現に当事者が経済的な負担と大きな時間的な負担を強いられていることを無視している。むしろここでは、利益と不利益、想定しうる危険を比較検討すべきであるが、反対論は、そのような検討を経ていない。

公証人も、その教育課程からして、契約や遺言の場合と同様に、離婚についても十分に助言をすることができるというべきであろう。グロス女史やキルガー氏は、そもそも立法者が、夫婦財産契約について、公平な法的助言を受ける機会を保障する目的で、かつそれが経済的に広範な定めをする必要があることから、公証人による認証を定めたことを無視している。公平な助言を受ける必要性や広範囲にわたる経済的な定めをする必要性があることは、離婚の場合も同じである。

また、夫婦が「離婚の効果についての合意」をする場合でも、現に公証人が助言することはある。そこでは、公証人は、夫婦に対して（その弁護士が同席することもしばしばであるが）、離婚の効果について説明をし、その限りで夫婦の双方が同意をしたうえで、争うことなく離婚をすることができることについても指摘している。その際、夫婦は、自らの判断で、法律上許される範囲内で離婚の効果を定め、フェアな利益調整を見出しているのである。さらに公証人は、剰余の調整（法定夫婦財産制の清算）や、扶養、年金分与についてだけでなく、夫婦間の子に対する離婚後の配慮権や養育費についても説明をし、予めいかなる範囲で夫婦が定めておけるかについて会得している。その意味でも、公証人に離婚手続に関与する資格を付与しても差し支えないと思われる。

夫婦が「離婚の効果についての合意」をしていると、それによって離婚訴訟手続は容易になる。家庭裁判所は、離婚の効果についての合意がある場合、「通常の」離婚訴訟手続に比べて、より早く、かつより軽い費用負担で離婚を宣告することができる。制度の見直しに対する反対論は、こうしたことも無視している。

要するに、離婚手続の簡素化は不可能と思わせるような論拠はわずかしか示されていない。

以上に加えて、できるだけ簡単に離婚したいと願っている夫婦がいることも否定できないところである。このことは、最近、いわゆる「オンライン離婚」の可能性が探られていることに表れている。もとより離婚は裁判所の判決によらなければならないから、実際には「オンラインで」離婚することはできないが、離婚を望んでいる夫婦は、相当程度弁護士に相談に行くことをやめている。

他方、離婚をテーマとするウェブサイトを運営し、クライアントが裁判所に行く手間を省こうとする弁護士はますます増えており、そこでは、夫婦が安い費用で快く別離を迎えられることが約束され、さらにヴァーチャルな離婚は、伝統的な離婚に比べて最大25%の費用の節約ができるといわれている。何と言っても、オンラインを利用する場合は、夫婦の世話をする弁護士は1人で済むのである。

夫婦の双方が合意をしている場合は、離婚に必要な書類をインターネットからダウンロードし、それに記入して再び弁護士事務所に返送することができる。在宅のまま、実際に弁護士に面会することもなく取り決めができるチャンスもある。踏むべき形式的な手順は、後に補完すれば足りるというわけである。

しかし、離婚事件を扱う弁護士の多くは、オンライン離婚をもてはやす風潮には批判的である。離婚のサイトでは、手続の流れが極めて不十分にしか説明されていないし、それは、現実の離別に至るために、あたかもマウスを

クリックするだけでよいような印象を与える。また、争いのある事案では、ヴァーチャルに処理できる事項は比較的限られている。離婚訴訟において、扶養や子に対する配慮権が問題になる場合には、オンライン離婚が事態を複雑化してしまうことはしばしばあるし、かえって倍のコストがかかってしまうことにもなりかねない。多くの場合、正確で綿密な助言が欠けているのである。

以上に比べると、公証人が離婚の合意に関与することは、より良い方法と言えるし、十分に検討に値するように思われる。